武家名目抄稿

刀劍部十七

十七

和書門

類	號	函	架	冊
	二五二〇大	七七	一	四五六

内閣文庫

和書		
類	二五二〇大號	四五六冊	一五三函	一三架

内閣文庫

番號	和	25206
冊數	457(356)	
函號	153	275

国立公文書館 National Archives of Japan

武家名目抄稿第十七冊

刀劔部十七目録

燒太刀
身
新身
地膚
長今无
幅

図書寮文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

ハタ平
タヒラ廣
タヒラ狹
重今无
又
庇又
蛤又
丸又
子タハ
直又
ノタレ又
乱又
直面又
鐔本
マチ今无
峯以下二名一所

国立公文書館
National Archives of Japan

棟
丸棟 今无
三棟 今无
庵棟 今无
加度
鎬
貝鎬
樋

劔樋
キリ物 今无
彫物 今无
鋒
帽子
鯰尾
菖蒲作
鎬作

国立公文書館
National Archives of Japan

平作
高衡
冠落
鵜頸作
鵜作
切刄
返込
中込

中心以上三所
銘
御所焼
奈良刀
備前刀
世良田刀

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿第十七冊

刀劔部十七

焼太刀

萬葉仙覺抄云絶常云者和備染責跡焼太刀乃隔付經事者幸也吾君ヤキタチノヘツカフトハ太刀ニキレ入タルキスノアルヲハヘト云ナリヘトハツヽカスシテヘタテノアルト云也サレハ此歌ハカ

ノヤキダチノヘツカフコトノアシキヲ
タトヘニカリテタユトイヘハワヒサセ
ムトオモフカヤキタチノヘノツキタル
ハヨキヨトカトヨメルナリ
按焼太刀とつふハ鉦練して焼を淬ー多る
を云也又を也以婆と刑ー淡島相院の他ら
せ給ひしを南都焼と云ひ今も粉を焼札
焼太刀とつふ

身

古事記云入坐出雲國欲殺其出雲建而到
即結友故竊以赤檮作詐刀為御佩共沐肥
河尒倭建命自河先上取佩出雲建之解置
横刀而詔為易刀故後出雲建自河上而佩
倭建命之詐刀於是倭建命誹云伊奢合刀
尒各拔其刀之時出雲建不得拔詐刀即倭
建命拔其刀而打殺出雲建命御歌曰夜都

米佐須伊豆毛多祁流賀波祁流多知都豆
良佐波麻岐佐味那志介阿波禮
萬葉集寄物陣思歌劔刀身爾佩副流大夫
也憑云物乎忍金乎武
長門本平家物語云長兵衛尉ふつと信連を
よりあはるものまはりの太刀をなれるもみを
少
ちゆ心得て法をらせられとて切ぬ
きてゆうとられ

按白刃を見て身を見と訓し斬を見
幾
成さいひ実を見とつかれ義全く
同して平物を抜き主きる所をすれ乃名
なり古事記に倭味那志あるハ無ハ刃也
本朝に作れる横刀ハ其の刃なきもの
ゆえ讀世玉ひ物を秋日本紀に味を志と
通セし故成世と秋し ハ云のなと来
るなり

古身

新身

武具要説云さかく我手ゟ合ス古所ハ能切
ゟ者指ハ〻ス可強ハ新身ハ今年よくしたる時
年切れあり〻も有〻預ける物ゟ也
當代記云慶長十八年四月十四日北國ノ
主羽紫肥前守煩以外由以使者主上為音
物肩衝直五百枚一ツ中署江戸將軍五郷ノ刀一
新身藤四郎ノ脇指一進上

地膚

義経記云判官古野山ゟ義経給ふ象判官忠信を近くめし
仰られ〻ハ中累是を以て最期の軍せよと
て金作の太刀拵二尺七寸有〻たけのひ
かきて去ぬ〻ハ段けんのひ
ぬ及ぶを申して給り〻ル

幅

一八夕平

源平盛衰記云高綱渡宇治川條畠山ハ是ソ宇治路ノ大将ナル覧トミテ秩父ノカウ平ト云ハタヒラ四寸長サ三尺九寸ノ太刀ヲ抜キ儲テ歩セ寄

按スルニ平ハ側平ニシテ刀剣ノ刃ヲ上ニ向ケテ佩ミ用ヒ来レリ故ニ通ハ平ニシテ所謂ヒラ幅ノ意ナリ

タヒラ廣

タヒラ狹

源平盛衰記云青地錦直垂ニ赤威冑備前造ノカウ廣ノ太刀帯タルハ武蔵國住人秩父ノ流畠山庄司重能カ一男次郎重忠生年廿一ト名乗云々

太平記云神南合戦條山名カ郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ世ニ名ヲ知レタル大力ノ有ケルカ七尺三寸ノ太刀タヒラ廣

二作リタルヲ鐔本三尺計ヲイテ蛤遊ニ
擽合セ
鴨鷲合戦物語云行系正本師信の守七郎か太刀
をとりよせて見るにまことにおりかしかたに
一ゆりゆりてみれハそれ不ろにゆハめきたい
のまゝ松平試くさ紀つゝに一尺りころ
てむしまハくろちふきハ金れうちまれる
れをきれ信の守かいかくかける太刀をさきて

ハ思ハさるにけつを直て沙きハ物にあつき
給ひぬハ大きくちおしくハ大太刀にかゝり
まれハ何れ用ゆるちハ流し万事さき
かりに信乃ひさまてもちハ太刀ためにか
く座のハ七尺三寸ハ馬上まてハちと古不き
みれとむふを見れハ何も七尺つもあまらん
と松不し地かす恩を以くに三首さりて寸
まり太刀をはまもときありとに志ふをいて

分より八尋まで古くより栖三尺四寸に
みえ今
按に初八郎七郎ひろ此を略して
て刃の幅広きをひろと云歟
き紀多ひろせまと云後代多ひろ也と
つよとあるハ切刃ひろ此映裾なり

又

日本紀云神代巻復劔又蚖血是為天安河邊

所在五百箇磐石也

日本書紀云神代一書曰素戔嗚尊乃計釀
毒酒以飲之虵醉而睡素戔嗚尊乃以虵韡(オロチノカワ)
鋤之劔斬頭斬腹其斬尾之時劔又少缺故
裂尾而看即別有一劔焉名為草薙劔
古事記云建御名方神千引石擎手末而來
言誰来我國而忍如此物言然欲為力競
故我先欲取其御手故令取其御手者即取

成立水亦取成劔又故尓懼而退居

舊事記云本紀天孫又因祈之曰吾今當以八十平瓮無水造飴飴成則吾必不假鋒刃之

威坐平天下乃造飴飴即自成

文徳實録云齊衡二年正月丙申陸奥國奏曰奥地俘囚等彼此接刃殺傷同種事須警備以防非常云々

延喜彈正式云凡刀子又長五寸以上不得輙帶但衛府者聽之

源平盛衰記云三位入道悪右衛門督信頼藝等條

カ天下ニ秀タリシ時殿上ノ剋橋ニ夫男一人立タリ信頼アレハ何ニ狼籍也ト申ケレハカキケヲ様ニ失ヌソコニ一ノ劔アリ信頼クセ事也ト思ヒテ寶物ノ御劔ニモ作ラム焼鐔ノ劔ナラハ山ヲモ岩ヲモ破崩スヘキヤトテ此劔ヲ脱御壷ノ石

ヲ切ル劔七重八重ニ工カム曲ナキ者也
トテ温明殿ノ縁ニ弃置シヲ又云々
按又を波と訓し又也以婆〻訓也也以婆
ハ焼又ゝ焼鐔を也以芙麻と訓乃例
なり又の利ゝらゝめんゝ為焼を無毛ゝを
つふ
又案源平盛衰記ハ焼鐔をヤキハと読し
事いと若やきつゝもあるつゝ此鐔ハ

字書ゝもつゝのよしなり尚考へし

諸又

萬葉集云歌劔刀諸又利足蹈死々公依
又云歌劔刀諸又之於荷去觸而所殺死戀
管不有者

中右記云寛治八年十一月二日記天徳四年内裏焼亡
之時被遷節刀於他處日辨官一人近衛将
監一人相具監之由見外記勘文中畧劔様切

鋒ハ柄長二尺五寸五分左方二府形繕見少男之左鋒雲形、残鋒二寸許師
及柄本五寸四分目貫之穴二一柄峯ニ有銘已上二柄
若是靈劔歟

片刃

和名類聚抄云刀四聲字苑云似劔而一刃
曰刀都牢反 大刀和名太知 小刀加太奈
萬葉仙覚抄云ツ子ノタチカタナトイヘ
ル ハ片ハニ歯ヲツケタル也ツルギタチ
トイヘル ハ劔ナトノコトクウラウヘニ
ハヲツケタルトキコエタリ

蛤刃

太平記云神南合戦條山名力郎等因幡國ノ住
人ニ福間三郎トテ世ニ名ヲ知レタル大
力ノ有ケル力七尺三寸ノ太刀タヒラ廣
ニ作タルヲ鐔本三尺計ライテ蛤刃ニ拵
合セ云々

按始又ハ福より刃造の同を方ハ
古して始くらゝあるをいふ此福世福百三郎
か持たる太刀ハ治代の野太刀中巻の表
ふて裏ハ三尺ちゝ物にハ刃をなくして
長餘四尺ちゝ物を始刃にたる方へ

九又

主本拙六帖題正三位知家卿いまをれま
ろ。ちに。とゝまるさうとうあれ世ふ法をれぬ
ゆとゝ物にし
子夕ハ
續武家関談云前田利長家臣太田但馬を
成敗ス時横山山城守長知ハ手ハ渋野
但馬守長成と家老浅野左衛門を成敗の
時ハ前田越中ハ中身ハ処ハ抜ハ二階へ
上り刀を抜ハ出ハ出て手ハ切
ゆく又叶外のその討手を罵り

直双

ソタレ双

乱双

直面双

室町殿御所古泉氏所少捕宝所のいく
さ弾心能して顔に目をくゝまさせんとて今
度古三尺二寸此太刀五郎入道正宗らつ
くる。。。。。双此ものけを所古るもの有

をかろ〳〵と引さけて多勢の中へつて
入

按地鉄と双とのさゝひ乃縄を張たるを
切垂双といひ柄りたるを此〳〵れ双と
いひ〳〵ひ〳〵るを乱双といふ皆様これ
名目あり て板巻ふいとゆあり此
又按地肌ふ焼け瓦れ瓦れるを初て
双といふ

鐔本

曽我物語云（裕成社死条）いくさ毎いりするゝ此たゝ持くゝ此屋門をゝみてあるゝんゝちあかゝゝやゝせんと思ひたちのつをゝと二三寸ばかりあるをゝ

太平記云（阿保秋山河原軍條）阿保ハ太刀ヲ鐔本ヨリ打折ラレテ帯添ノ小太刀計憑タリ

峯（以下二名一所）

古事談云知足院殿ハカク御坐之時不堪不審以或者スカセテ御覧シケルハ頗峯ノ方ニヨリテ金ニテ坂上ノ寶劔トイフ銘アリ

平家物語云（北条）ちくん（北条）あんとうむしやきりてハあゝかりあんとやれもひろんたちとゝ祢をとりおをしとんかくゝかゝおありるゝ

ゝみきれゝいおをゝゝゝみうつ

長門本平家物語云（文覚法住寺殿勧進ノ条）安藤左馬
太夫ノ有職の時武者所まてはけるゝ太刀
をぬきてむ〳〵り向て太刀はなゝ。まて左
〳〵に左の肩を首ゝけて打ゝるゝ
ゝ〳〵ひ〳〵むせ〳〵に左へけゝと太刀を左へ
ぬきゝ

源平盛衰記云（文覚高雄勧進條）太刀ノミ子ニテ
左ノ肩ヲ頸ニカケシタヽカニ打ゝリ

明月記云元仁二年十三入夜中将来次云
陰陽大允ト云者在関東其官譲子息其子
息在京父妻（本自好色）在京（子息又通云々）件妻月卿雲
客已下相見正月晦比称禁裏近習殿上人
者入臥件所之間大允搦之面縛以太刀峯
打又打損其面

按刀及ハ脊を〻ゝ称とも刃称とも
〻むゝ音ハ通ゝるゝ上ハ山嵩を〻ゝと

いひ左膂をむ称といふに全く同義な
るへし

棟

源平盛衰記云文覚高尾勧進條其時信乃國住人
安藤右馬大夫右宗武者所ニテ候ケルカ
走向テ太刀ノムネ子ニテ左ノ肩ヲ頸カケ
テシタヽカニ打タリケル
甲陽軍鑑云謙虎三楽を召出し中にも

里見殿仰には氏康と信玄と両人の籏本は人数五
万か四万より内までは有まじ人々とあれども
三楽氏康は子息氏政并弟源蔵信玄は子
息太郎合て大将分五人なれは人ありとて中
謙信あざわらふて殿仰は信玄と氏康斗は
其外は義信も氏政も謙信か刀の柄に
かなに一打てまはらぬ事也

加度

萬葉集湯原王打酒歌燒刀之加。度。打放大夫之禱豊御酒爾吾爾家里

按契沖ノ代匠記ニハ打ハ放ト云ヒ俗ニ云ヒキヲ削ルヲイフ云ヒ云ヒ云ヒ所ヲ刀稜初ナリ

鎬

例ヲ見レハ刀ノキヲ加ヒイヒンモヨリ出ル

曽我物語ニ十郎ハ死條ヲ打ラシ流ヲミヲ

ヨ一キヲ内ヲフンモヒ打ヒ云ヒ云ヒ

のキヲ者ハ里ヲヒ時ヲ流シテ流ヲヒ

ルル

鹿島治乱記云爰ニ津賀大膳雨頭(アナタコタ)見廻リ

暫節(タキ)合

官地論云前徒逆鋒血漂杵逐被追掛返削

篠角破鍔従切崎出火焔嗅叫

別所長治記云平山合戦條秀吉山ヨリ見シ先手千餘騎既敵ニ打向テ互ニ足軽ヲカケ暫鉄炮軍ヲ初ケルカ先ヲ爭フ若武者トモ五騎十騎廿騎卅騎カケ出〻〻戰ケルカ後ハ両方入ミタレシノ。キヲ削リ火烟ヲ出シ太刀ノ鍔音百千ノ雷ノ鳴落カ如ク響キヒラメキケル

抜刀ぬけて平に奔り降と雪たる

ゆの稿を志のきと云ふ昔より志の字稿字を用ひ来れと稿ハ温岩なる地名也なる又えゝ志のきと云ふ歟也志ハ之古加也

ふゝ金ハ言きに從ひ一字ありなきハとの字球かりて志のきとハ讀一なるべ

畢番考

古ゝを志のきと云ふ俗いまゝさゝかあるに或説ハ平作なるものハをれやすく屈ゝやすきをもてをれをなべて凌のきんゝ料ゝ設た

る所あれハ志のきとハいふ也とつたさも
有〻
又按恐非也しノぐといふハ物を杠し拔き
る様の物をいふより角ある物ハ杠の拔の
らぎる様の有ハ頓てしノぎといふ成へし
しノぐをいふ儀の云ハ物の名と桂字杠用ひ
成り諸右りてしノぎと
しまりも杠ちふへし平打に帯てハ角立る物のあれハ也
第みいくる或説ハ俗ニ裏さきを志めく宮

法を志の多くあるを拔くを作り押
屈めくを搗忍ふさにて大にくら
くの遠成右や桂の孝志のきの古めくや

貝鎬

太平記云十九新田義貞落越前府城條船田長門守カ若黨
葛新左衛門トヽ云者川ハタニ打寄中畧白蘆
毛ナル馬ニカヽ鳥威ノ鎧着テ三尺六寸
ノ。カヒ。シノ。キ。ノ太刀ヲ又ハスキ兜ノ真向ニ

指カサシタキリテ落ル瀬枕ニ只一騎馬ヲ打入テ白浪ノ立テソ游セケル

又云 将軍上洛 四尺六寸ノ貝鎬ノ太刀ヲ抜テ鞘ヲハ河中エ投入シ

又云 最後 楠正行 安保肥前忠實只一騎馳合テ和田楠ノ人々皆自害セラレテ候ニ見捨テ落ラレ候コソ無情覚候ヘ返サレ候ヘ見参ニ入ラント詞ヲ懸ケレハ和田新兵衛打笑テ返ニ難キ事カナトテ四尺六寸ノ太刀ノ貝シノキニ血ノ著タルヲ打振テ走懸ル

又云 阿保秋山河原軍 朋ノ黨ニ阿保肥前守忠實ト云ケル兵連錢葦毛ナル馬ニ厚總懸テ唐綾威ノ鎧龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮四尺六寸ノ貝鎬ノ太刀ヲ抜テ鞘ヲハ河中エ投入シ三尺二寸ノ豹ノ皮ノ尻鞘カケタル金

作小太刀帯副タリ

拵貝鎬ヒハ常の鎬ハ峯より鎬まて鎬よ
り双まてハ平一の成故鎬杠の一ツ切様高
ゝを是ハ若棟より双まて丸まてふくらかに
殊に角ハ立たる所のたゝ子具の松こゝさ
る故の拵也

樋

劔樋

判官物語云忠信吉野山合戦条 判官四郎兵衛をちか
くめして仰らるゝは屋ゝゝ知るたちハ
寸はかりなるたちあれをつゝまふのゝんてハか
あふまよりあるはたゝちハあり
あんさををゝ
こゝ様つくれゝゝ二尺七寸有るに者
んひらきて心もおよハさるをゝり出て給り
ゝ里

按刀及ル樋をかくなほうして連結ス便よ
からへる為るも血の去るとりは速からんる為
るもあるる、、、、、吳出て血潮とし出る
意相似タリ

鋒

日本紀云神代巻復劔鋒無レ血激越為レ神号曰
磐裂神
平家物語云のとあのさあぎの大男やりさ称
や古ゝ子にあきの太郎さ称ゝ三十人
ゝちかゝあらふし打る大ちかゝはとゝのも
のゝれすちとも者をとらぬらゝさゝ一人をと
はに二郎もふつゝにたゝ出れたるうのと
取はあふをしかゝるのゝうつを為ちはき
りすをとゝのくて一めんようにてゝ留
太平記云笛吹峠根津ハ刀ヲ以テ已カ額
ヲ突切テ血ヲ面ニ流シカケ切テ落シタ

リツル敵ノ頸鋒ニ貫キトツ付ニ取著テ
只二騎将軍ノ陣ヘ馳入ル
又云(一四ウ)頼忠條田小笠原孫六頭城ニ驚サレテ
太刀計ヲ取テ中門ヨリ走リ出テ中ヘ〻〻〻〻〻〻〻〻日本一ノ剛
ノ者謀叛ニ與シ自害スル有様見置テ人
ニ語レト高聲ニ呼テ太刀ノ鋒ヲ口ニ呀
テ櫓ヨリ倒シ落テ貫カレテコソ死ニケル
帽子

一

鯰尾

御産部類記引九記云天暦四年七月廿三
日勅使左近權中将良峯義方朝臣令持護
御劔參来賜坐於東渡殿令著之鋪土敷一枚圓坐一
枚義方朝臣捧劔著座件劔元是納宜陽殿
也又長二尺五寸五分鯰尾鞘長二尺七寸五
分柄長五寸八分云々
海古二ノ頁ニ云三条宰相中将実房もめ

一

りとらまぬ三条の家は法ハもりておま
川をとの中ハ中ハ日
比も角れ方者にてうれあるもの志ら
ひたくるといふこともいてきり亀山中院を志ろ
りめしこるあるいふきもの元ありて心らく
いこしきやうにいひありうふいと法ま
按鎗尾ハ志帽子ハ鎗の尾ハ似たるう故
の名也後代菖蒲作ハ志ふ志の意あると

以て 軍考 左もある歟

菖蒲作

奥羽永慶軍記云千安十五里合戦條草岡カ馬モ鉄
炮ニ中リ頻ニハ子テ進子ハヒラリト馬
ヨリ飛テ下リ最後ノ軍ソヨカリケリ菖
蒲作リノ三尺餘ノ太刀ヲ抜テ近付敵ヲ
三人切伏テ云長
按摘造ハ横手ハ筋あきを菖蒲作と い

ふ太平記ふ伯耆長刀の志のきさ状さ一のりに
菖蒲形なるを因幡賢者全村ら持くるを
も見へて志はきさめりを八稲より峯ま
方を普通ますハ薄らめる刃の方と云と
しく後しれるを以て丈様のあるものの
業ふ似たるら故ふ菖蒲乃名をあたせ
なり

鎬作
平作
高衡

聚樂物語云淀路守我ら打ちうとりを打ち
ひて手水ら町ひ志て秀次の由首を持し奉
ま て後ま人しまれ今に むうひ捨ます ま
ふ志やうにひ之ともし後ま路を志ひまい
り打る由恩ふまかい志やく仰付らと写矣

取てけめんかくとなれはありれをすかくく
念仏中を切ひりゑといひをあて一尺三寸
ひら他の脇差をふるまつに二刀きりる
うきりさき五寸斗こうこ通貫通して又
元重一首ハ押當左右の手をかけ前へ
物ハとき一おくしきれハ首をひさにいる記
てむくろハうえみかさあるる
按一面を持他まて一面ハ平他ある事衡

冠落

鶏頸作

鶏作

畠山記云丹下備後守カムリ落シノ信國
ノ刀ヲ拔テ已カ股ヲ二刀突通シ如何又
ヨシトテ政長ハ参スル政長コレヲ逆手
ニ取直シ腹十文字ニ掻切リ云々

按峯ハ方ヲ帽子ノヤウニ作ル也

ヒラヲノキ山落ルヲ冠落ト云フ

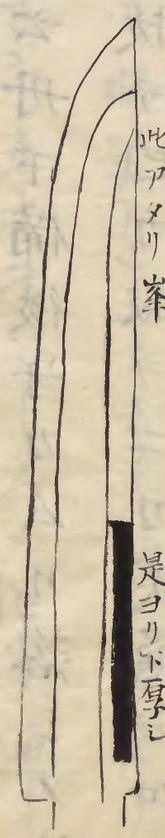

按稽首ハ云フヲ冠落ト云フヲノ一名

ホウヲ又稽ハ云ヒもいふなり

切又

明德記云滑良長刀ヲ推捻テ三尺一寸有

中

ケル切。又。劔ヲ拔ク侭ニ近ツク敵ヲ打拂

ヒ

反

塵囊抄云太刀ナトノソリト云字ハ何ソ

反。ノ字ヲ可書欤文選ニ云上反字以蓋戴

トフケリトヨメリ遊仙窟ニハ返字雕甍

ト書リ返ヲモ可用同シ心也

込

中込

中心以上三名一所

由良家伝記云金丹出雲守一風流者にて刀
に柄茎長四五寸に仕れり指中に成繁る社
成に絶出雲守刀柄あまりに長くに
間大疑に柄の如四つに成しりと
に仰少に眼中にて柄ながみ出る様に
寸に出中にてさしちらに成前に出に

成繁る社絶ありされをまに何と志ずる事と
に尋に成少に出る日切中さ称に不成に尤
少に刀に辺すさり中故惜しく存に辺
に志残し美濃中りに八に貴様皆中に同如
世と中上に付成繁る社不奥に成向後に前
一疑出中同者と社当に仰付
大内同答云大事に成ふ様ふ引出
物る成中さに少同中心きり多る刀に

銘ノ古カラズトいえども事格ヲ失ヒテ体
物ヲハ不成ル神ノ進物ヲハ不及其法ハ
ラ無論ノ事式ノ如キ進物ヲモ不成ル常ヨリハ
不若ル事ハ時ハ因縁ト為ル又中心切
なるも同前式ノ乃引出物ヲモ不可然ル
玄旨法印九州道の記云畑演ノ人の安者
の服装をとさして因利し格ともなる仕方
らハまは成へきとて、、、その、道事ハ

わきはしれば代をくハやはりよれば
かとなるきめいの演ノ
按刀茎を辺といひ中辺ハ柄中ノ
し茎ノ所あるる故なり又なるこそいふ
あらたみのうはれ禍物ふよりておの門ノ
ふれるものなり

銘

開市令義解云凡出賣者勿為行盜其横刀

槍鞍謂横刀者劔也槍＝鞍也橋也漆器之屬者各令題
鑿造者姓名

尺素往来云ゝ刀長刀及太刀腰刀者昔在
月山天國雲同以後得其名祖治雖有數百
人於其中信房鉾草行平定秀三条小祖治
宗近後鳥羽院御治法製作者以菊為銘
栗田口吉藤林國吉ゝ光國綱等来者國行
國俊等此外大一文字千手院僧了戒有斗
苗進藤五仲次郎五郎八道正宗俗称三郎
國宗彦子四郎文珠四郎并金剛兵衛等一
代開達者ハ皆犢干將莫耶吹毛之所ゝ使
聲不実不物利叔者歟
武雜記云清左刀ゝ者江法物と進物とお留
ハ忠別銘ゴトリ進物ゴも不成事ハ百用捨可
有ゝ事ハ
奉ゝ覧勝云進物ゴ有る名物ハ事也ハ神鳥

直守正恒古成吉光正宗國吉久國行平宗
近信房有國包平國俱則國正古國次菊一
文字此等也右名物の事所成中沙汰すべ
き内太刀刀に二三種も条わりてそろ計也
嘉良喜隨筆云神足天國雲次雲生コレラ
古キカケナリ神足茅一古物ニテ小キ劍
ノヤウナモノナリ幸阿弥光温遺物ニ上
ルナリ又天國ハ大同年中ノモノナリト
ミエ云々
又云天國ト云太刀大カタ日本ノ刀ノ鍛
治ノ初トミエコレヨリ以前ノ刀脇指ハ
ナシコレ大同年中ノモノナリコレヨリ
以前ハ大カタ劔ノナリニシタルトミエ
云々
又云女院御願雲生ノ御大刀入来ルヲ
泉涌寺ヨリトリカヘサルコレハ御入内

ノトキニ台徳院様ヨリ被進候珍数作故
ニ江戸ヘ参カト十リ
増補家忠日記云天文十六年九月廿八日
廣忠君軍ヲ渡河内ニ發シテ藏人信孝カ
兵ト戰カハシメ玉フ廣忠君ノ兵松平外
記忠次于時二十七歳松平喜藏弥右エ門
カ兄鳥居源七郎彦右衛門兄等奮戰死ス
渡河内ノ守将鳥居又次郎忠次ヲ擊テ其

首ヲ得タリ忠次カ所帯ノ刀青江ハ御油
家重代ノ名劍也
大女與廢記云一長刀の条 祐傷用山ハ宗麟公一族叔
年軍功ましまは此度の手柄を感ス斜月
山ハ長刀を拝領ス中ニ書ル此月山の長刀
ハ先年大古政親の末代ヲ為ヲ山伏来
ル山田宗田山より去方ハ進上方ニ被
為あらしと云古方ハ即養者ヲ云ふ

八のうハ社石川のうしとゝハ山伏矢倉中
り打ゝ去方より被義あれと中古左被
義をとけ一あゝゝゝ山伏治ゝとくゝうきぬ
又云神息太刀ゝ事書永二年ゝ平家一門
帝都を去ゝ九州ゝ地ゝ忌給ゝ義仁豊後ゝ
住人緒方惟栄平氏一門を九国のうちを追
出一軍忠不浅ゝ依ゝ義経ゝ感賞一依て
数通ゝ感状下ゝ剣神息ゝ太刀を拝

領ゝ仰神息の太刀八四十三代元明天皇ゝ
御宇和同元年戊申ゝ宇佐八幡ゝ瑞相を
以宇佐ゝ何ゝも太ゝ古童子一人ゝて
あひ樋をうり然も上手ゝて太刀出来て
彼童子ゝ与ゝ不審一て汝を志ひゝゝゝ
宇佐ゝ社宝前ゝゝ見ゝ一なひぬまゝ一ん
八幡大ゝ神ゝ御ゝうちゝ樋ゝ対勝汗ゝ
めゝ一年大明神ゝ至廿四代佐伯権宜ゝ

息惟重は夢想あり是惟重伊勢に使
人の時元和元年に夏研の為に京都へ
はらきらる其夜惟重の臨終急に南に赤
かすれ絶入す惟重臣下一の老人有て神息
の太刀を京へ上きらるを故なりと伸惟
重家臣ともに是同一夜を日に出法なを
人を上を大津の浦に遣付太刀を執帰
り伊勢國に下て此太刀門に刀や長、息女快

達して平日の正に是を守る太刀に奇
特なり

御所燒

兼久軍物語六方くさのさ忍さん八おち行途を
武田七郎よりうく地と目をうきくし所に延
せとよ八むろ〻れ八六郎左清門きもあくとと
門て通に馬やきとしふちをぬきて七
郎うおにあくへくる処を下さうり鞘柳虎

所やきと申ハ上ゝ[illegible]くまと[illegible]
ちをめ[illegible]せ召ては[illegible]やうせ給
ふ打ちかゝる
應仁記云武田基綱是ヲ見テ悪キ敵ノ振
舞哉捨太刀一ツ受テ見ヨト云マヽニ振
アケテ丁ト打ツ三枚重ノ鐵甲ノ磐石ノ
如クナルヲ打破リ手對メ七尺三寸ノ御
所焼ト云太刀ノハヽキ本ヨリ打折テ基
綱手ヲ失ヒ牛ノタケルカ如ク飼テ飛ノ
キケレ

奈良刀

備前刀

庭訓往来云手鳴筵嵯峨土器奈良刀高野
刺刀大原薙小野炭中器讃岐景安同檀紙播
磨梶原備前守出雲鍬甲斐駒長門本中器或
異國唐物高麗孫物必雲似霞

世良田刀

桂川地蔵記云刀者中世世良田刀聖鞆

武家名目抄稿第十七冊

明治十五年九月　旧稿校正　小野由久

同年同月十九日　再校并書　竹本正名

同年同月廿二日以旧校一校

同十六年十二月　校　坪川唯邦　佐々木又右衛門

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan